

政府の社会保障改革等への対応について

2019年11月21日

立憲民主党社会保障制度調査会・厚生労働部会

一 基本的な考え方

安倍政権下の社会保障改革論議は、経済財政諮問会議や規制改革推進会議、未来投資会議、全世代型社会保障検討会議など、一部財界等主導による近視眼的な議論が多く容認できない。また全世代型社会保障検討会議における議事録改ざんなど議論の過程そのものが不透明であり信用できない。

私たちは社会保障負担の逆進性の影響を強く受ける中低所得者層への対策を重視し、そのための所得再分配を強化する立場であり、かつ長期的な視野に立って社会保障制度への信頼を回復する。真に必要なのは制度の持続可能性のみならず、国民生活の安心である。

二 年金制度

① 高齢者在職老齢年金制度の廃止及び要件緩和は容認できない

極めて厳しい年金財政下において、現役世代を上回る収入のある高所得高齢者に対し、厚生年金を支給制限している現行制度は維持されるべきであり、引き続き高所得高齢者の理解を求めべきである。

ましてや上位1%の高所得高齢者の年金を増額するために、残り99%の中低所得高齢者及び将来世代の年金受給額をカットする（所得代替率を低下させる）ことは認められない。仮に私たちの批判等を受けて当初の制度廃止論から、限度額51万円に譲歩したとしてもこの本質に変わりはなく、今後100年を見通せば約7兆円の財源を逆再分配する制度改悪である。

同時に、現在支給制限の考慮対象外である事業所得、不動産所得、金融所得や保有資産の状況等も踏まえ、より公平な制度を目指す観点から考慮所得の範囲等についても、年金支給の在り方との関連を議論すべきである。

また在職定時改定の導入についても、金額・財源の多寡の問題ではなく、以上に述べた基本的な考え方の違いから認められない。

② 私たちは所得再分配を強化し格差縮小と安心社会実現を目指す

冒頭に明記した私たちの立場（中低所得者対策を重視し、所得再分配を強化する）から、

さらに長期的に、高齢者の貧困や生活保護を減らすための最低保障機能の強化（年金クレジット：簡易な資産調査付き最低保障給付）を進める。また高所得高齢者に対するクローバック（基礎年金の税負担部分の支給制限）、消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除、社会保障の自己負担にトータルの上制限を設ける総合合算制度の導入を目指す。

③ パート労働者への適用拡大を積極的に進める

従業員 501 名以上の事業所、週労働時間 20 時間以上、月収 8.8 万円以上とされているパート労働者等への厚生年金の適用（特に女性の働き方や経済的地位にも大きく影響）は、その要件を大幅に緩和する。まずは事業規模要件を撤廃することとし、その際企業規模等に応じた十分な経過措置を設けるとともに、事業主への公的支援を検討する。最終的には全ての被雇用者が厚生年金の適用対象となる社会を目指すとともに、厚生年金の適用を逃れるため雇用契約から業務委託契約に変更するなど、意図的・脱法的行為を行っている事業者への取り締まり等についても対策を大幅に強化する。

④ 受給開始時期の選択的後倒し

受給開始時期の選択的後倒しについては特段反対するものではないが、今後の平均余命のさらなる伸長が、長期的に年金財政を圧迫する可能性については留意が必要である。

三 医療・介護

後期高齢者医療保険制度の自己負担の 2 割への引き上げ、介護保険の自己負担の原則 2 割への引き上げ及び対象拡大、また要介護度 1、2 の介護保険給付（生活援助・通所サービス等）からの除外、ケアプラン作成費有料化については、いずれも現時点では容認できない。

消費増税や保険料負担増等の影響が継続している中であって、医療・介護に係る安易な自己負担の引き上げ及び給付の切り下げは、患者や医療・介護現場の実情に照らして、社会不安を増大させる。従ってその後の診療抑制や介護離職などさらなる症状の重症化や事態の悪化を招くおそれ、長期的に却って医療・介護保険財政を悪化させるおそれ等がないとの確証がない限り認められない。

公立病院の再編・統廃合等の議論も一人歩きしているが、誤解を招く厚生労働省の議論の進め方に強く警鐘を鳴らし猛省を求める。また財源面に偏った議論が不安の増大、事態の悪化、ひいては医療・保険財政を却って悪化させるおそれもある。さらに都市と地域の医療アクセスに関する格差の拡大、また地方の暮らしそのものを脅かすものとして慎重な議論が必要である。